

議案第52号関係資料

水道事業の取扱いについて

平成 16 年 4 月
秋田市・河辺町・雄和町
合併協議会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(43) 水道事業

水道専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	予算・決算				B	
2	消費税の確定申告				B	
3	固定資産管理		×		B	
4	入札・契約				B	
5	企業債の管理				B	
6	事業認可				B	
7	水利権				B	
8	事業及び財政計画				B	
9	水道料金関連事務				B	
10	検針				B	
11	指定工事事業者				B	
12	水道関係手数料				B	
13	水道加入金				B	
14	給水方式				B	
15	工事検査				B	
16	小規模水道施設維持管理	×	×		A	
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(43) 水道事業

水道専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 予算・決算	会計の種類 上水道事業.....公営企業会計 簡易水道事業...公営企業会計	会計の種類 上水道事業.....なし 簡易水道事業...特別会計	会計の種類 上水道事業.....公営企業会計 簡易水道事業...特別会計	両町の簡易水道事業 会計が法非適用の特 別会計である。	雄和町の上水道事業 会計は、合併時に秋 田市が引継ぐ。 両町の簡易水道事業 会計は、合併日をも って地方公営企業 法適用会計に移行し て引継ぐ。 なお、移行を円滑に 行うために、合併期 日までの間、両町は 開始貸借対照表の作 成など必要な作業を 実施する。
2 消費税の確定申告	申告の必要性.....必要 申告提出期限..... 6月末 中間申告..... 9月・12月・3月	申告の必要性.....必要 申告提出期限..... 9月末 中間申告..... 3月	申告の必要性.....必要 (簡易課税制度を選択) 申告提出期限..... 6月末 中間申告.....12月	中間申告と中間納 付、確定申告と確定 納付の仕方が異な る。	打ち切り決算時まで の確定申告等につい ては、各々で行うこ ととし、合併時に秋 田市が引継ぐ。な お、事前に税務署と 協議を行う。
3 固定資産管理	固定資産台帳により、各年度ごとの取 得、除却、改良等の入力および減価償 却計算を行っている。	固定資産台帳なし。	上水道事業については、固定資産台帳 により各年度ごとの取得、除却、改良 等の入力及び減価償却計算を行ってい る。簡易水道事業については固定資産 台帳なし。	法適用会計への移行 のためには、固定資 産台帳を作成する必 要がある。	資産評価・固定資産 台帳の作成は、両町 の責任のもと、打ち 切り決算時までに行 うこととし、合併時 に秋田市が引継ぐ。 なお、両町の事業の 用に供しない資産に ついては、両町の責 任のもとにおいて整 理することとする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 入札・契約	<p>・水道工事に関わる指名業者の選定 市内登録業者の中から水道施設工事対象事業者について格付を行い、指名業者を選定。なお、選定に当たっては次の要件を満たしていることが条件となる。</p> <p>(1)市内に本社を有するもので、秋田市水道局に入札参加資格申請書を提出し受理されている者であること。 (2)建設業法第3条第1項に規定する「水道施設工事業」の許可を有する者であること。 (3)水道法に規定による「秋田市指定給水装置工事業」の指定を受けている者であること。 (4)日本水道協会に登録された「配水管技能者」および日本水道協会東北地方支部に登録された「1級配管技士」又は秋田市水道事業管理者が認定した配管技士を有するものであること。</p>	<p>・水道工事に関わる指名業者の選定 町の登録業者を格付し、指名業者を選定。</p>	<p>・水道工事に関わる指名業者の選定 町の格付または入札資格申請書の届出があった者から選定。</p>	<p>秋田市には指名業者選定にあたり付帯要件がある。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
5 企業債の管理	<p>平成13年度末発行総額 45,264,800,000円 平成13年度償還高 1,587,679,924円 平成13年度末償還高累計 14,881,756,965円 平成13年度末償還残高 30,383,043,035円</p> <p>【借入事業】 ・上水道事業 ・簡易水道事業</p> <p>【システム】 水道事業単独で起債管理システムを導入している。</p>	<p>平成13年度末発行総額 292,500,000円 平成13年度償還高 104,910,646円 平成13年度末償還高累計 1,470,620,134円 平成13年度末償還残高 2,250,886,276円</p> <p>【借入事業】 簡易水道事業</p> <p>【システム】 特別会計で起債管理システムを導入している。</p>	<p>平成13年度末発行総額 1,714,000,000円 平成13年度償還高 45,256,777円 平成13年度末償還高累計 929,570,011円 平成13年度末償還残高 784,429,989円</p> <p>【借入事業】 ・上水道事業</p> <p>【システム】 特別会計で起債管理システムを導入している。</p>	<p>秋田市の企業債システムへデータ移行を行う必要がある。</p>	<p>企業債残高は全額秋田市が引継ぎ、秋田市の企業債システムに全てのデータを移行する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
6 事業認可	事業認可 秋田市上水道事業(平成10年3月20日付で認可)および仁別地区簡易水道事業(平成5年5月7日付で認可)の二つの事業を運営している。	事業認可 和田簡易水道事業(平成4年6月18日付で認可)河辺南部簡易水道事業(平成2年9月13日付で認可)および岩見三内地区簡易水道事業(平成11年1月7日付で認可)の三つの事業を運営している。	事業認可 雄和町水道事業(平成7年12月28日付で認可)および南雄和簡易水道事業(平成7年6月13日付で認可)の二つの事業を運営している。	両町の水道事業をどのように引継ぎするか検討が必要である。	雄和町上水道は秋田市上水道に包含する形式で全部を譲り受ける。また、両町の簡易水道は、設置者の変更の形式で全部を譲り受ける。事業変更認可取得手続きは合併時までに秋田市が行い、両町は合併時に各水道事業を廃止する手続きを行う。なお、両町の事業計画は秋田市が引継ぐ。
7 水利権	水利権 雄物川表流水および玉川ダムに合計256,100m ³ /日の水源水量を確保し、その内193,050m ³ /日の水利使用許可を国土交通省から取得している。	水利権 なし	水利権 雄物川表流水および玉川ダムに合計2,655m ³ /日の水利使用許可を国土交通省から取得している。	秋田市と雄和町に水利権がある。	雄和町の水利権については、秋田市が引継ぐ。
8 事業及び財政計画	適正な施設整備・管理および事務管理が図れるよう、5年ごとの事業計画を策定するとともに、これに基づく財政シミュレーションを行いながら毎年度の予算に反映させている。	・簡易水道事業は、特別会計により経営している。 ・健全な経営をする為に、経営・財政分析が不可欠であるが、町合併による新たな経営・財政計画が必要である。 ・岩見三内地区統合簡易水道整備事業を計画実施している。	・水道事業は、水道事業会計により経営している。 ・健全な経営をするために、経営・財政分析が不可欠であるが、市町合併による新たな経営・財政計画が必要である。 ・広域水道整備計画のほかに新規事業の計画はないが、水道水の安定供給のために必要な最少限の改修工事等は、実施の前年度において調査、検討をしている。	両町の事業の現状把握を行うとともに、この結果に基づき、今後必要となる事業を検討した上で、事業・財政計画を策定する必要がある。	合併時に秋田市が引継ぐ。なお、合併後新たな事業・財政計画を策定する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 水道料金関連事務	<p>概要</p> <p>料金体系.....口径別 基本水量.....なし 口径13mm・月20m3/月の料金2,730円</p>	<p>概要</p> <p>料金体系.....用途別 基本水量.....10m3 一般用20m3/月の料金3,060円</p> <p>その他 ...臨時用の従量料金がある。</p>	<p>概要</p> <p>料金体系.....口径別 基本水量.....10m3 口径13mm・月20m3/月の料金4,620円</p>	水道料金が異なる。	<p>合併時の水道料金については現行どおりとし、平成18年4月に新市の新料金に統一する。臨時用については、料金統一実施までの期間は、各町の現状の料金表を適用し、料金統一後は新料金を適用する。また、合併時点で臨時料金を適用しているもので、料金統一までに使用期間が終了しない場合は、経過措置を設ける。</p>
	<p>給水装置の種類 専用給水装置 私設消火栓</p>	<p>給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置 私設消火栓</p>	<p>給水装置の種類 専用給水装置 共用給水装置 私設消火栓</p>	河辺町および雄和町には共用給水装置がある。	<p>共用給水装置については、合併後における新規の設置は行わないものとする。また、統一料金算定の際にも、料金設定しない。なお、合併時点の料金適用者は、統一料金実施時点から新料金を適用する。</p>
	<p>水道料金の優遇措置等 秋田市水道事業給水条例第35条の規定を除き、減免措置等は実施していない。</p>	<p>水道料金の優遇措置等 河辺町水道事業給水条例第34条の規定に基づき、河辺町水道事業給水条例施行規則で、誘致企業に対して水道料金を軽減している。</p>	<p>水道料金の優遇措置等 雄和町水道事業給水条例第31条の規定を除き、減免措置等は実施していない。</p>	河辺町に誘致企業に対する水道料金軽減措置がある。	<p>合併時に秋田市の制度に統一することとする。 秋田市水道事業給水条例第35条に定める場合を除き、水道料金に関わる減免措置等は行わない。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
10 検針	<p>【概要】 【構成】 平成15年度検針員は42名(男性11名、女性31名)</p> <p>【委託料】 検針委託料 63円/件 + 大口検針 200円/件 + 事務連絡手数料 50~700円/件(各種内容に価格設定)</p> <p>【平成14年度検針実績】(大口検針を含む) 実 件 数 137,894件 年間延べ件数 839,480件</p> <p>[検針事務内容] (委託規程第2条第2号) 【水道メーター検針事務】 ア. 定例検針日に、各戸に設置してある水道メーターの検針を行い、その指針等をハンディターミナルに入力するとともに、<水道使用量・料金等のお知らせ>票を出力し、水道使用者に通知する。 イ. 検針サイクルは、一般家庭は隔月、大口は毎月に区分される。(給水条例第29条の3) 【付帯事務】 ア. 異常少量・漏水等の発見 イ. 無届使用・転出等の判明 ウ. メーター故障等の発見 【検針実施期間】 検針事務は毎月1日~23日の期間で実施する。</p>	<p>【概要】 【契約】 年度当初に検針業務委託契約を締結。 【構成】 平成15年度検針員は7人(女性7名) 【委託料】 検針委託料 165円/件(集金事務を含む) 【平成14年度検針実績】(大口検針を含む) 実 件 数 3,570件 年間延べ件数 26,812件</p> <p>[検針事務内容] 【水道メーター検針業務】 定例検針日に各戸に設置してある水道メーターの検針を行い、その検針等をハンディターミナルに入力するとともに、「水道・下水・集排使用量のお知らせ」を出力し、水道使用者に配布してくる。 【付帯事務】 ア. 水道メーターの故障等の発見 イ. 転出等の判明 ウ. 漏水等の疑いがある場合は、口頭または電話で各家庭に連絡する。 【検針実施期間】 検針実施期間は、4月から11月または12月までの毎月15日から20日。 学校等の電子メーターは、4月から3月までの毎月15日から20日。</p>	<p>【概要】 【契約】 年度当初に検針業務委託契約を締結。 契約期間は、4月1日から12月10日まで。 【構成】 平成15年度検針員は3名(簡易水道事業を含めると4名) 【委託料】 検針委託料 105円/件 【平成14年度検針実績】()内、簡易水道含む 実 件 数約1,696件(約2,348件) 年間延べ件数 15,267件(21,135件)</p> <p>[検針業務内容] 【水道メーター検針業務】 定例検針日に各戸に設置してある水道メーターの検針を行い、その指針等をハンディターミナルに入力するとともに、「水道ご使用量等のお知らせ」票を出力し、水道使用者に配布してくる。 【付帯業務】 ア. 家屋解体、空き家・空室、転出の情報連絡 イ. 水道メーターの故障等の発見 ウ. 水道の不正使用等の連絡 エ. 給水装置の故障、異常水量の連絡 オ. 水道使用者の異動情報連絡 カ. その他必要と認められた事項 【検針実施期間】 検針実施期間は、4月から12月までの毎月1日~10日。</p>	<p>検針委託料が異なる。 冬期間の検針(推定)方法が異なる。</p>	<p>合併時は現行どおりとし、平成18年4月に、料金統一に合わせ制度の統一を行う。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 指定工事業業者	指定給水装置工事業業者数 ...215業者(H15.5.1日現在)	指定給水装置工事業業者数 ...80業者(H15.5.1日現在)	指定給水装置工事業業者数 ...76業者(H15.5.1日現在)	両町の指定工事業業者であるが秋田市の指定工事業業者でない業者の取扱いについて検討が必要である。	両町の指定工事業業者は、全て秋田市の指定工事業業者とする。
	給水装置工事業業者指定手数料10,000円	給水装置工事業業者指定手数料なし	給水装置工事業業者指定手数料10,000円	給水装置工事業業者指定手数料の取扱いについて検討が必要である。	合併時に秋田市の制度へ統一する。
12 水道関係手数料	(1)設計審査手数料 新設又は、改造に係る審査 25mm以下.....2,500円/回 25mmを超え50mmまで...3,700円/回 50mmを超えるもの.....4,500円/回 改造(便所の水洗化)又は撤去に係る審査1,700円/回	(1)設計審査手数料1,000円/回	(1)設計審査手数料2,000円/回	金額が異なる。	合併時に秋田市の制度へ統一する。
	工事検査手数料 現地検査 25mm以下.....3,500円/回 25mmを超え50mmまで...4,300円/回 50mmを超えるもの.....5,500円/回 書類検査1,200円/回	工事検査手数料2,000円/回	工事検査手数料2,000円/回	金額が異なる。	合併時に秋田市の制度へ統一する。
	消火演習立会料 なし	消火演習立会料1,000円/回	消火演習立会料2,100円/回	両町に消火演習立会料がある。	合併時をもって廃止する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
13 水道加入金	13mm 70,000円 20mm 160,000円 25mm 230,000円 40mm 670,000円 50mm 1,120,000円 75mm 2,880,000円 100mm 5,700,000円 150mm以上 管理者が別に定める額 臨時に水道を使用する給水装置の新設の申込みで、その使用期間が3月以内のときは、2分の1に減額。	13mm 52,500円 20mm 73,500円 25mm 105,000円 40mm 157,500円 50mm 210,000円 75mm 315,000円 100mm以上 町長が別に定める額 (消費税相当額を含む)	13mm 80,000円 20mm 160,000円 25mm 300,000円 30mm 560,000円 40mm 880,000円 50mm 1,600,000円 75mm 4,320,000円 100mm以上 町長が別に定める額 生活保護法に基づく生活扶助の被保護者が新設または増径の工事の申し込みを行うとき、町長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。	各市町で金額が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一し、料金統一時に加入金制度の再検討を行う。 ただし、個別事項の取扱いについては以下のとおりとする。 口径30mmについては、合併後は新規申し込みを受付しない(現在使用中のものについては、水道事業管理者負担により合併後、料金統一時までには25mmまたは40mmへ交換)。 臨時の給水装置に関わる加入金については、合併後、料金統一までの期間は秋田市の制度を適用する。 雄和町的生活保護に係る減免措置については、合併時をもって廃止する。 給水装置工事施行基準の考え方等の指導方針については、料金統一までの期間は秋田市の方針を適用する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
14 給水方式	<p>【目的】 直結方式による給水は使用者が必要とする水圧・水量等を安定かつ安全に供給することに支障がない建築物への給水を原則とする。(10階程度までの建築物)</p> <p>【内容】 (1)直結式給水 ・給水装置の末端である給水栓まで配水管の水圧をそのまま利用して給水する方法。 「1階～5階まで」</p> <p>(2)直結増圧式給水 ・給水管の途中に直結した増圧装置により、建築物の需要に応じた水量を制御しながら給水する方法。 「6階～10階程度」</p> <p>(3)直結式と直結増圧式 ・(1)と(2)両方の給水方式を同一建築物で併用して給水する方法。</p> <p>(4)受水槽式給水 ・受水槽を設けて水をいったんこれに貯めてから給水する方法。「断水時にも給水を確保する必要がある場合及び直結できない器具がある場合等」</p> <p>(5)直結式と受水槽式の併用式給水 ・両方の給水方式を同一建築物で併用して給水し、直結できない部分を受水槽給水とする。</p>	<p>【目的】 直結方式による給水は、使用者が必要とする水圧、水量等を安定かつ安全に供給することに支障がないことを原則とする。 (建築物の階数上限は特に定めていない)</p> <p>一時に多量の水を使用する箇所や、その他町長が必要と認めたときは、受水槽式給水による。</p>	<p>【目的】 直結方式による給水は、使用者が必要とする水圧、水量等を安定かつ安全に供給することに支障がないことを原則とする。 (建築物の階数上限は特に定めていない)</p> <p>一時に多量の水を使用する箇所や、その他町長が必要と認めたときは、受水槽式給水による。</p>	給水方式の基準、指導方針が異なる。	合併時に秋田市の基準に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 工事検査	<p>1. 工事検査 水道局で発注する工事および開発者が実施する水道工事について、完成図書に基づき工事の完成を確認するための検査を行う。</p> <p>【検査職員】 1件の契約金額が 300万円以上の工事.....専門検査員 300万円未満の工事.....指定検査員 (担当課長)</p> <p>【検査の種類】 完成検査 出来高検査 一部完成検査 中間検査 その他の検査</p> <p>2. 設計審査 1件の設計金額が300万円以上の工事について、工事の適正な履行を確保するため、工事の妥当性、経済性、安全性等について、発注前に設計図書により審査する。</p>	<p>工事の完了検査は、請負業者より工事の完成の通知を受けた日から14日以内に、検査職員が監督職員立会いの上で設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行う。</p> <p>【検査職員】 材料検査・中間検査・出来高検査は監督職員 部分払い出来高検査・竣工検査は、水道課長</p>	<p>工事の完了検査は、請負業者より工事の完成の通知を受けた日から14日以内に、検査職員が監督職員立会いの上で設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行う。</p> <p>【検査職員】 材料検査・中間検査・出来高検査は監督職員 部分払い出来高検査・竣工検査は、水道課長</p>	<p>検査の対象および体制が異なる。</p> <p>設計審査を行っているのは、秋田市のみである。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
16 小規模水道施設維持管理	未実施	未実施	生活用水その他の浄水を地域住民に供給するため、小規模水道施設を設置している。	雄和町のみ実施している。	合併後も現行どおりとする。